

墨田区消費者ニュース

令和8年6月発行 第235号

■ 消費者センターの相談の窓口から

会費無料と説明されて申し込んだ クレジットカードの会費が請求された。



【相談事例】

以前、量販店で「年会費無料」と説明されて、クレジットカードを申し込んだ。そのカードを使用していなかったため、解約手続きを行わずに処分した。

クレジットカード会社から、「1年間カードの利用がなければ、1650円の年会費がかかる。」という請求ハガキが届いた。

解約しようと思いクレジットカード会社に電話したが、音声ガイダンスで「解約する場合は、クレジットカードの番号の数字を押してください。」と案内があり、カード番号が分からず解約することができない。

【アドバイス】

クレジットカードの年会費については、クレジットカード会社やクレジットカードの規約によってさまざまです。

会費は永年無料の会社もあれば、初年度無料としていても、2年目以降はかかる場合や年間一定金額以上の利用で翌年無料などと条件が設けられている場合があります。

クレジットカードの会員規約が改訂されることもあるので、定期的に確認をしましょう。

また、使っていないクレジットカードは、年会費請求のほか、不正利用されるリスクもありますので、放置せずに解約手続きを行いましょう。

この事例では、実際は音声ガイダンスに「カード番号が分からない」という選択肢がありましたが、相談者は気付いていませんでした。音声ガイダンスに従い操作を行ったところ、担当者につながり事情を説明して、年会費を支払わずに解約することができました。

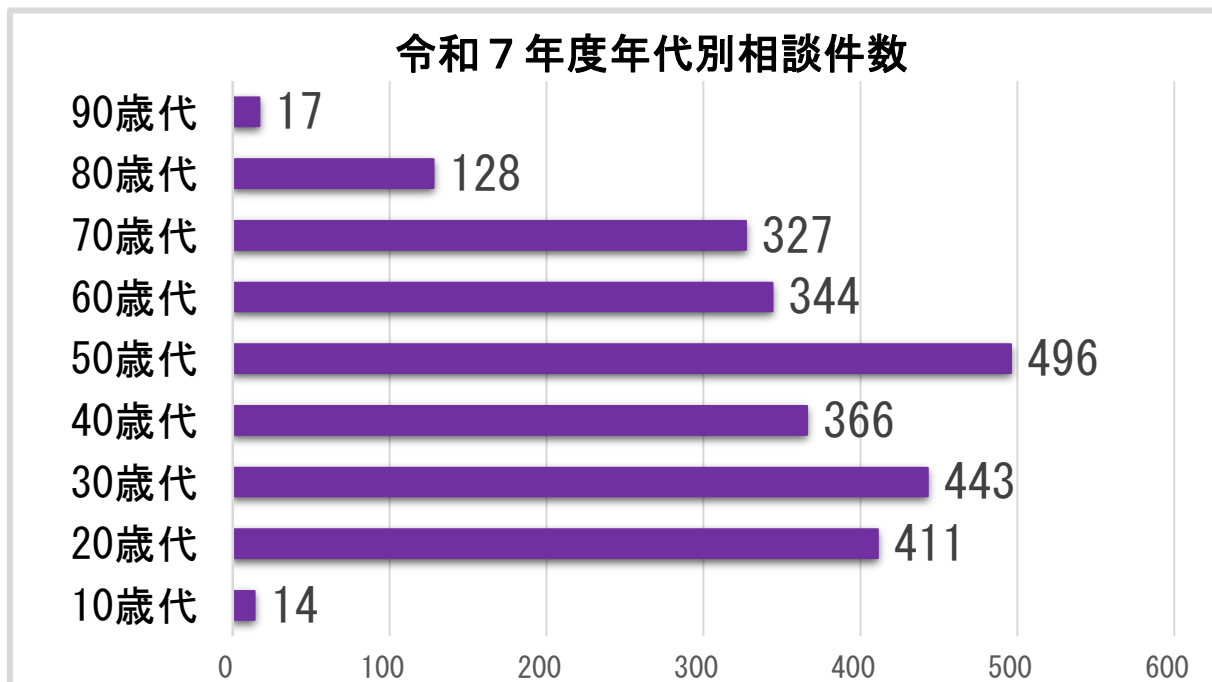
■ 令和7年度 2,742 件の相談がありました

令和6年度（2,310件）より増加しました。

インターネットを通しての購入・サービスの契約に伴う相談が引き続き多くあります。

■ 年代別でみると・・・

※年代不明、団体からの相談を除く



■ 相談数が多いものは・・・

順位	商品分類	主な内容	件数
1	土地・建物・設備	賃貸アパート、リフォーム工事、住宅購入など	556
2	運輸・通信サービス	インターネット、スマートフォン、電話など	241
3	他の役務	外食、食事宅配、冠婚葬祭、申請代行サービスなど	223
4	教養・娯楽サービス	旅行、鑑賞、教室・講座、娯楽等配信など	220
5	教養・娯楽品	学習教材、音響・映像製品、パソコン関連用品など	208
6	保健・福祉サービス	エステ、医療美容（脱毛ほか）など	196
7	商品一般	商品全般に関するクーリング・オフ制度の照会など	177

■ こんな相談、よくあります・・・

- ネットで、安価な初回価格にひかれ化粧品を購入したが、勝手に2回目が高額な請求書とともに送られてきた。
- 携帯ショップで説明はされたのかも知れないが、何のことかわからないまま、機器やオプションサービスの契約が済んでいた。
- 「分電盤の点検です」と知らない事業者から訪問の電話があり、日時を約束してしまった。
- 数年前に「無料のお試し期間だけ登録した」と思っていた、音楽や回答相談の「サブスク料金」が毎月口座から引き落とされていた。
- アパート退去の際、高額な原状回復を求められた。部屋は丁寧に使っていたはずだ。
- 夜中にトイレで水漏れが発生、ネットで上位に表示された事業者に連絡したら、すぐに来てくれたが、ネットで表示された価格からは考えられないほど高額な請求を受けた。

手続きの仕方なんて
わからないし・・・



今さら、やめたいなんて
言い出すのもつらいな

■ 一度、消費者センターに電話をください

相談用電話番号：5608-1773

すみだ消費者センターでは、墨田区在住、在勤、在学の方からの消費生活相談（事業に関するものを除く）を「消費生活相談員」が伺います。

「おかしいな」「断りたいな」と思ったら、気軽にご相談ください。

■ 相談時間（日曜・祝日・年末年始はお休みです。）

月曜～土曜 9時から16時30分

（土曜日は電話相談のみ実施します。）



後払い決済についての相談



コンビニエンスストア等で支払可能な後払い決済サービスは、

- ・商品の現物を確認してから支払うことができる。
- ・クレジットカードの利用が不要。

のため便利で、インターネットの通信販売決済でよく使われています。

後払い決済に関するご相談の中でよくあるのが、「商品やサービスの解約手続きは販売店とは完了しているのに、後払い決済サービス事業者から利用請求書が送られ続けている」というもの。

販売店と後払い決済サービス事業者間の連絡が、上手くいっていない可能性があります。

その際は、まず販売事業者に連絡します。そして、販売事業者の対応に問題があると思ったら、後払い決済サービス事業者にも連絡してください。

中には、消費者保護への知識が不足している販売事業者や、販売店舗への苦情処理調整になかなか踏み出せない後払い決済サービス事業者もあります。(後払い決済サービスの苦情対応等は後払い決済サービス事業者が自主的に行うものとなっています。)

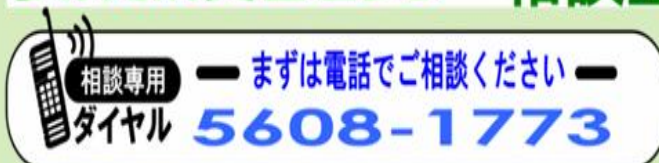
わからないときは、消費者センターにご相談ください。

決済方法が後払いであっても、購入申込みの際は「定期購入になっていないか、解約方法、連絡先を確認のうえ、最終確認画面のスクリーンショットの保管」を習慣にしましょう。

参考：独立行政法人国民生活センター 発表情報及び報道発表資料（令和2年1月23日・令和7年7月2日）

イラスト：消費者庁イラスト集より

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和8年6月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 ☎5608-1516